

奈良市空家等対策推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。
- 3 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理の委員とすることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第8条 外部委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月11日規則第6号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。